

員数では遅れをとっている。また、日本がODA供与国としているインドネシアやベトナム、フィリピンにも大きく水をあけられている。韓国では一昨年、Nara記録館がオープンし、職員数も三・五人体制と充実させてきており、これはNAの実に七・五倍である。

表6に目を転じると、さらに厳しい現実が待つていて。TOEFLのスコアを基にしたアジアの英語力国別ランキングである。受験者数だけなら日本は韓国に次いでおり、インドよりも多い。しかし、スコアとなると二四カ国中最下位であり、十年近くも最下位争いを続いているのが実情である。上位の五カ国は英語が第二公用語であるとか日常

的に英語を話している国ではないかなどと反論する人がいるかもしれない。ただ、TOEFL 자체は非ネイティブ・スピーカーを対象とした試験であるのでその反論も気休めにしかならないよう思う。

さらに言えば、欧米を宗主国とするこれらのアジア諸国はアーライブズ文化、つまりアーライブズを知的資産として尊重し、その適切な保存管理を背景に、政治・経済活動などを行なう制度的環境が、わが国に比べて国民の間にずっと定着しているのである。これは、私が最終的に明らかにしたいガバナンスにおけるグローバリゼーションへの取り組み姿勢について、わが国と他のアジア諸国との間に決定的な差がついている原因ともいえる。

歴史的環境から考えれば、はじめから勝負はついているともいえよう。もちろん英語力やアーライブズ文化の定着度で劣るという理由のみで、過去欧米に植民地化されていた方がよかつたなどと考える者は一人としていないとは思うが。

バックス・ブリタニカとそれに続くバックス・アメリカーの制度的・文化的遺産がグローバル・スタンダードとして引き継がれ、それが旧植民地のアジア諸国に現在のところ多少有利に作用しているくらいに考えるべきかもしれない。しかも、中国や韓

表6 アジアの英語力国別ランキング
TOEFL Computer-based Test (July 2005 – June 2006)

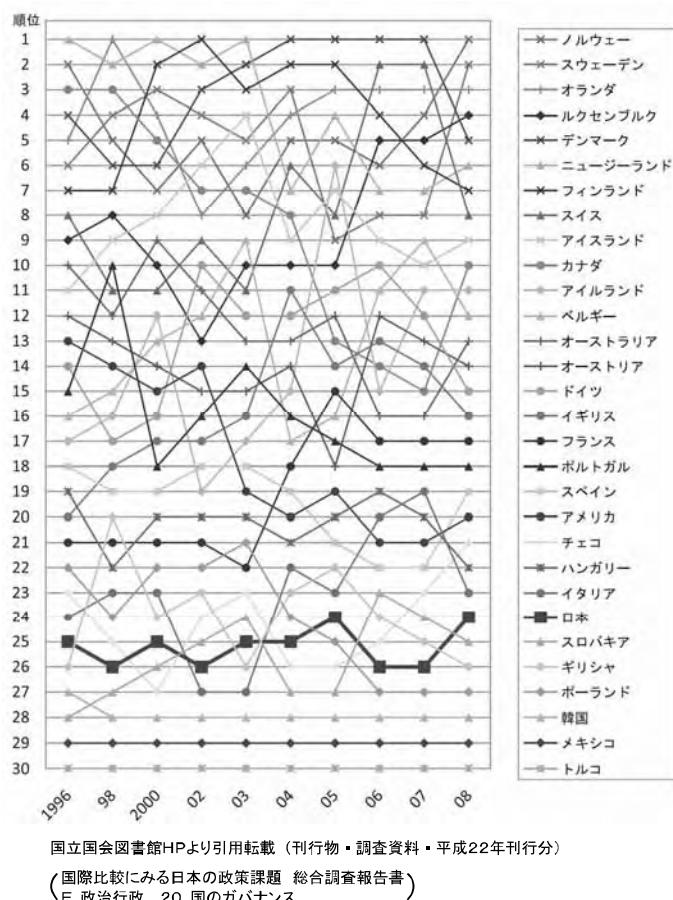
		受験者数	スコア 中央値
1	シンガポール	456	255
2	パキスタン	4,258	238
3	フィリピン	6,389	238
4	インド	72,973	236
5	スリランカ	162	234
6	キルギスタン	108	232
7	マレーシア	1,998	232
8	バングラデシュ	1,287	228
9	韓国	128,445	218
10	ネパール	5,027	218
11	ウズベキスタン	675	218
12	カザフスタン	1,198	217
13	中国	9,017	216
14	香港	5,947	216
15	アゼルバイジャン	226	214
16	インドネシア	4,641	214
17	ベトナム	705	207
18	ミャンマー	138	206
19	台湾	33,327	206
20	モンゴル	132	202
21	タイ	13,162	200
22	マカオ	241	196
23	北朝鮮	4,203	193
24	日本	78,635	192

出所：「2009 Pfeiffer Annual Leadership Development収録、Managing Global Teams : An Asian's perspectives by Atsushi Funakawa

国などは特にそうしたアドバンテージもなく、自国の努力で着実に成果を伸ばしてきているのである。中国の国家プロジェクトとしての記録管理の厳格さは、あえて司马遷を例に引くまでもなく、私たちもよく知っている。また、韓

国の記録管理が中国のそれに決して劣らないということも、「韓流時代劇」などから容易に窺えることであろう。今日、いうまでもなくグローバリゼーションの基軸言語は英語である。わが国は受験者数からみてもその意気込みだけは相当なものだが、残念ながらそれが結果には結びついていないともいえる。

表7 OECD加盟国の世界ガバナンス指標(民意の表明と説明責任)の順位の推移



遅れ、あるいは素地の弱さが、このガバナンス指標は、市民参加度や説明責任の到達度を示す指標（民意の表明と説明責任）の比較推移であり、ここでも日本はずっと下位に低迷している。

このガバナンス指標は、市民参加度や説明責任の到達度を示す指標（民意の表明と説明責任）の比較推移であり、ここでも日本はずっと下位に低迷している。

このガバナンス指標は、市民参加度や説明責任の到達度を示す指標（民意の表明と説明責任）の比較推移であり、ここでも日本はずっと下位に低迷している。

だけは相当なものだが、残念ながらそれが結果には結びついていないともいえる。

次の表7はNDLが調査した

OECD諸国の世界ガバナンス指標（民意の表明と説明責任）の

比較推移であり、ここでも日本

は必ずしも日本

あらゆる表において顕著に現れているという事実を指摘するためである。

公文書管理法の施行とは、公文書管理のグローバル・スタンダードをわが国も受け入れるという宣言である。今後、核密約文書の不存在などといった言い訳は国内外問わず通用しなくなる。超大国の顔色を窺いながら文書の開示決定を思案するような主体性のなきも許されない。

例えていうなら、明治期に四十数年かけてようやく不平等条約を改正し、はじめて欧米列強と対等になつた頃の時代状況と近いのではないだろうか。ただ當時、他のアジア諸国は民主化において日本よりはるか後方にいたが、現在、公文書管理への国家体制やインフラ整備の面では明らかにわが国の先へと進んでしまつた違いこそあるが。

この状況を悲観的にみない方がむしろおかしいともいえるが、それゆえに、かえつてわが国の採るべき方針ははつきりしているはずである。NAの職員数を欧米に遜色ない水準にまで一気に増やすべきだとは、ここではあえて言わない。とりあえず、NDL並みの充実をはかることが先決である。TOEFLの方でいうなら今度こそ眞の英語力がつくようなメソッドや教育大計を確立した上で、すぐにそれを実行に移すことである。中央のガバナンス度はNAの充実度に比例する形で徐々に押し上げられていくものと考

えられる。

そしてNAの拡充は、必ず地方への飛び火効果を生み、公文書管理法の全国的な浸透とも相まって、結果的にはわが国全体のガバナンス向上が図られるということになる。

(三) どこを目指して進むべきか

さきほどNDLの職員定数が二十年間で五〇人(約六割)¹⁾しか伸びていないことを指摘したが、それでも現在のNDLは私たちの目から見て羨ましいまでの組織体制を維持している。議会という強力な後ろ盾を持ちながら、大きな定数増を果たせなかつた要因の一つに、現行定員でほぼその使命を果たせているという暗黙のコンセンサスがあつたのではないか。今回、二十年前ではなく現在の議会図書館職員数の国際比較表を探してみたが、NDL年報はもとより海外のサイトからもついに見つけることはできなかつた。

NDL自身は当然ながら、これを把握しているに違いないが、あえて明示していないといふことは自ら積極的に扩充方針を打ち出していいとも解釈できる。図書館の専門家などから見れば、また別の見方があるのかもしれないが、公文書館側から見ると、NDLは割と近くに見えている追いつきたい目標であり、米国のNARAははるか遠い先の目標、というよりはむしろ追求すべき理想像といった方が

よいのかも知れない。

以前、沖縄県公文書館を訪ねたときに懇親会の席上で県の原局の人と話す機会があつた。いうまでもなく、同館は現在のわが国で最もアメリカナイズされた地方公文書館のトッピーラーの一つである。その時に私は、「何でも無批判にアメリカの真似をする必要はないと思いますが、新しいことを始めるときに参考として、まずアメリカの事例を研究することは試してもよいではないですか、アメリカにはそれだけの蓄積があるですから」というような話を何かのついでにした記憶がある。

もちろん私は欧米至上主義者でもなく、これまでに欧米の悪いところや醜いところも相当に見てきている。ただ、基本的なスタンスとして、優れた文物や制度はどこからでも可能な限り受け入れた方がよく、欧米には受け入れるべき優れた文物や制度が相対的に、いや圧倒的に多いのだと思えるのである。

四 アーカイブズ新時代の到来

(一) MLA連携の本質

この二・三年、MLA連携についてのシンポジウムなどが頻繁に開催されるようになってきた。私自身は参加しなかつたが、全史料協茨城大会（平成十九年度）で日本経済

新聞の松岡資明氏が行つた全体会報告が、最も初期の正確かつ本質を捉えた分析であつたように思う。上梓されたばかりの同氏の著書『日本の公文書』には「デジタル化とMLA連携」という節があり、そこでは「性格の異なる知的資源収蔵機関が情報メディア（媒体）の共通化を契機として動き始めた連携」と定義されている。

これまでに開催されたいくつかのシンポジウムのレジュメやサイト上での報告を見る限りでは、具体的にどこかの施設が音頭を取ってシステムの連携を組もうなどという建設的な提案はほとんど出でていなく、それぞれが互いに自施設のシステムの長所を紹介し合うショーケース展示のようなレベルに終始していたようにも思う。

私はロンドンに行くたびに、バービカン駅近くにあるMLAロンドン⁽¹⁾のオフィスに立ち寄るが、そこは半官半民というよりは日本でいう独立行政法人のような組織である。長期的な拡充計画に沿つてロンドン市民をいかにMLA施設に引き寄せるかについて具体的な数値目標を設定し、その目標達成を目指して、大勢の若手スタッフが日々忙しそうに立ち働いている。昨年の九月に対応してくれた職員は、「目下、計画は順調に進行中」と満足気な笑顔を見せ、気前よく最新のパンフレットを何種類か手渡してくれた。

今年の一月、私はアメリカを東から西へと移動したが、テキサスのフォートワースにあるキンベル美術館のショップで、次の訪問地であるロサンゼルスのP・ゲティ財団が発行した研究紀要を偶然に一冊見つけてこれを購入した。M E S L（博物館教育サイト認定プロジェクト）の一巻『デジタル・イメージを送る—教育のための文化的遺産と資源』⁽¹⁸⁾（拙訳）という刊行物である。

ゲティ財団が文化遺産保護プロジェクトの推進役になっていることはかなり以前から聞いていた。国際間にまたがる美術品等の遺失物追跡のため、国際基準に基づく記録フーマントに沿って文物分類登録システムが開発されている。盜難後、速やかに国際警察機構（インターポール）に連絡があり、日を置かずして盜難作品が見つかったという報道を目にしての人も多いのではないだろうか。

このように、ゲティ財団の文化財保護への貢献度は計り知れないものであるが、私の購入図書もまた別の文化遺産保護プロジェクトの一つであった。そこに名を連ねるのは米国アイヴィ・リーグなど東部有名大学の美術館・博物館や米国議会図書館、さらにはスミソニアン博物館群の有名美術館などである。端的にいえば、機関リポジトリ内的一部のデジタル・イメージについて共有フォーマットを構築するためのプロジェクトであり、豊富な資金力を背景にし

て、ゲティ財団がM L A連携を積極的に推し進めている実情がわかる。それに比べて、わが国にはそうしたM L A連携の旗降り役になろうとするような積極的な施設が見当たらない。どこも皆自分の施設が生き残るだけで精一杯とうのが現状なのであるまい。私はN D Lが牽引車となつて動いてくれることを期待しているのだが。

（二）アウトソースからオープン・リソースへ

本稿ではほとんど触ることができなかつたが、私は経営管理学の広範な応用こそがこれからのアーカイブズ学、アーカイブズ・マネジメントにとって必要不可欠であると常々考えている。

つい先日、先行取得用地の転用とプロジェクトの正式な断念を発表した「北海道劇場（道立劇場）」の整備計画には本市も関わっていた。十年ほど前、当時文化部にいた私は北海道文化財団主催のあるシンポジウムに出席した。当時道立劇場基本構想の中心にいた演劇評論家の衛紀生氏が、自ら新劇場のモデルとみなしていたイギリス・リーズ市の地方劇場『ウェストヨークシャー・プレイハウス』からシンポジウムのゲストとして上級スタッフを数名招聘した。私が驚いたのは、招聘されたスタッフの中に舞台関係者が一人もいなくて、施設管理、広報、マーケティング、アウトリーチなどのマネジャーばかりだったことである。

私も一度訪ねたが、このリーズの劇場は、『雨に唄えば』や『ス・ペ・ンド・ス・ペ・ンド・ス・ペ・ンド』などウエスト・エンドへの興行進出も珍しくない地方劇場の最高峰と誰もが一目置く存在である。しかし、そのときの衛氏の関心は専らマネジメント部門にしか向いていなかつたのである。

今なら私もその意図が少しほ理解できるようと思う。公

文書館を文化施設でくることにある種の抵抗は感じるもの、M.L.A.の一つとして一応ここではその分類に従う。

おそらく衛氏には、芸術文化施設の本業はしっかりとしめたマネジメントに支えられてこそ初めてその実力を十分に発揮できるのだという確信があつたのではないだろうか。

最近、地方公務員法を改正し、複数都市あるいは複数県で劇場の総監督やホールの音楽監督など、芸術文化施設の管理者を共同で採用しようと主張する人がいる。自治体職員の中には一般的にはそうした人材は見込めない。かといって、一自治体だけで新規採用をするにはいろいろとリスクが伴うので複数間でシェアをしようという理論である。

アウトソーシングに代わるシェアリング・リソース、さらにはその先のオーブン・リソースにまで歩を進めようとするこうした動きには、私も確かに一理あるものと考えている。終身雇用制神話は民間市場では既に過去のものとなり、人材の流動化は年々加速してきている。

公務員だけが制度上、硬直的であることは現場の様々な実情にそぐわなくなつてきているようにも思われる。行政職員のローテーションだけで公文書館や他の芸術文化施設の運営管理を円滑に運ぶことは、もはや困難な時代になつてきているのではないだろうか。

五 札幌市文化資料室の現状と課題

(一) 札幌市文化資料室の現状

当室は、今回の「基本構想」において初めて公式に本市の公文書館の母体となるべき施設として位置づけられた。

既に三年前、市史編さん室が解散する一年前の機構改革において当室が教育委員会から総務局に移管されたのもその布石にほかならなかつたが、多年にわたる歴史資料館的なイメージは市民の間にも深く浸透していたらしく、パブリックコメントでも基本構想素案の「行政文書の保存閲覧を中心とする公文書館」というコンセプトに対して、違和感を表明する利用者の声が散見された。

その背景としては、わが国の公文書館施設数が図書館・博物館などと比べて圧倒的に少なく、その認知度も低いといった事情がある。公文書館法に基づく公文書館は全国でも五〇館を超す程度に過ぎず、また施設運営の礎となるべきアーカイブズ学についても、図書館学や博物館学と比べ

ると研究対象としての日はまだ浅い。司書や学芸員の有資格者は世にごまんといるが、アーキビストと聞けば途端に首を傾げられる。公文書館整備の道筋とは、まず何をする

施設かを理解してもらうことから始めねばならず、相当のハンディキャップを背負っていると覚悟する必要がある。

ところで、当室が公文書館に移行する諸条件に恵まれていたのかどうかについては結論を出すのはまだ早過ぎるかもしれない。ただ私はこれまで多くの好機をその都度逃し続けてきたにもかかわらず、実際には当室がそれほどの遠回りをしてこなかつたのではないかと考えている。

公文書館整備の最適モデルを考える場合、当室のたどつてきた歩みは実は割と示唆に富んでいるのではないかとも思われる。もちろんこれまでもそれなりの糸余曲折はあり、僅か三年ほど前までの当室は前途が暗澹たる状況に近かつたのである。市の新まちづくり計画（中期計画）上、公文書館整備は後方に回され、しかも芸術文化の振興などといった項目に分類されていた。それが急展開を見せたのは、本市の中に隠れた潜在力があつたからなのかもしれない。

まず偶然ながら、公文書館界のビッグネームが何人か本市に居を構えておられた。立ち上げが難しい基本構想検討委員会を主導し、かつ国や北海道とも緊密なパイプを築ける目処が立ってきた。全国的な注目を浴びる場面も出てき

て、マスコミにも何度か取り上げられた。提言書の手交後はまず順調に推移しているといえるであろう。

（二）公文書館整備の最適モデル

およそアーキビストを自認する者ならば、オリジナルで評価選別手法や公文書館整備の最適モデルを作り出そうといつた野心を少なからず持つのではないだろうか。少なくとも私はそうである。最適な評価選別手法については経営管理論や危機管理学をベースにした評価手法に多少の腹案はあるものの、まだ十分には練り切れていない。

あえて少しだけ述べると、危機管理学の脅威評価手法の応用を考えている。普通、危機管理学というと市町村合併や大震災時における公文書散逸などを連想しがちだが、この学問の応用範囲ははるかに広い。危機に際しては真に有用な情報以外は全てが邪魔になる。これは限られたスペースの中で行政施策のメインストリームだけを残したい評価選別の理念と基本的に一致する。つまり、森の中で雑木などがきれいに取り払われて、目指す樹木まで一直線の視界が開けるというのが窮屈のイメージとなつてくる。

ただし、脅威評価は基本的には真に残すべきものと捨てるべき不要なものを果斷にふるい分ける選別手法となるため、選別される文書が経験的に平準化される前の初期段階ではその有効性を發揮しにくいかも知れない。そこでは、

採用する指標として、（二）ノイズ（騒音）（二）バイアス（偏向）（三）オブティマム（最適選択）（四）レイテスト（最新選択）（五）アンサーテンティ（不確実性の担保）の五つがある。⁽¹⁹⁾ 今はまだイメージ・レベルを大きく出でてはいなすことから、この評価選別手法の詳細についてはまた次号（来年度刊行）で取り上げてみたいと考えている。

さて、もう一つの公文書館整備の最適モデルについては、以前に拙稿（創刊号所収）でも述べたように、トップダウンドで計画的に館が整備され、その後は自治体修史事業等が館により実施されることが理想の姿であると考えている。

ただ、こうしたケースは全国的にもごく稀であり、近年に最も多く見られる自治体史編さん室からの移行型について、これをどのように推し進めるべきかを検討した方がはるかに汎用性は高いものとなるようと思われる所以である。当室は昭和五十一年に教育委員会の機構として札幌市資料館（大正十五年建築の歴史的建造物で国の登録有形文化財でもある旧札幌控訴院）に新設された。昭和五十六年から新札幌市史の刊行事業を開始し、平成二十年三月の最終巻まで二十七年間、自治体史編さんに取り組みつつ、一方で郷土の歴史・文化資料の閲覧や展示、市民参加型事業を開催してきた。ここまででは、他原市でもよくある事例だといえる。

当室にやや特色があるとすれば、（一）市史編さんで収集

した地域資料を、その執筆利用後は常時市民閲覧に供していたため、未整理資料が比較的少なかったこと（二）不十分ながらも閲覧室や常設展示室を確保し、郷土史相談員（複数名）を配置していたこと（三）市史編さんの目的で、原局から永年文書などの公文書借り出しができていたことなどである。また、（四）資料館が公の施設であったため、当室は行政の一機構でありながら、実質的に独立施設型の市民サービスを提供できていたことである。

先ほど好機を逃したと述べたのは、当室がこの四点目の環境に甘んじてしまい、さらにその上を追求しようとする意欲が希薄で、せっかくテイクオフできる機会までみすみすやり過ごしてしまったということを指している。

当室は現在、公文書（試行的選別で約三千冊・一万六千件）私文書約二万点の他に、刊行物・複製資料など約五万四千冊、写真約四万二千点、絵はがき約六千五百点、地図約五百点を収蔵している（平成二十一年十二月末現在）。

このうち、刊行物や写真などには著作権の残るもののが相当数存在し、著作権法第三十一条第一項による複写サービスを行えないのが当室の最大の悩みであった。複写サービスを伴わないレンタル業務とは、いわば大小を差さない武士のようなものであり、その価値は激減する。

ところで、二章でも紹介したとおり、写真ライブラリー

という公の施設が廃止され、その収蔵写真の大半は当室に移管されることに決まった。そして、写真ライブラリーはこれまで来館者に複写サービスを提供しつつ、ウェブ上では所蔵資料の一部を公開していた。

私たちは移管後もこうした市民サービスを低下させないため、何とか複写サービスを可能にする方法はないかと思案した末に、公文書館の開設を待たずに、公の施設になればよいのではないかという結論に達した。公の施設で、かつ相応のレフアレンス実態があり、司書資格者を複数名かかえてさえいれば、そこは著作権法第三十一条第一項の適用施設として該当するという解釈が、「著作権関係法令実務提要」（著作権法令研究会編集・第一法規出版）より導き出された。

こうした解釈の詳細については、早川和宏大宮法科大学院大学准教授の『神奈川県立公文書館の諸問題にかかる法的検討』^⑯と途中までの思考過程は全く同じである。

ただし、最終部分で私たちの見解は氏とは正反対になる。すなわち、「図書館の専門的事務に相当する事務」に当室の事務は該当するというのが、私たちの最終結論である。

ところが、公文書館整備の最適モデルともなるはずの二段階発展型モデルは、ついに日の目を見なかつた。そのための前提条件ともいえる当室の公の施設化という試みは、

打ち出した時期が公文書館基本構想の策定時期と完全に重なるなどあまりにもタイミングが悪すぎた。本市の現行手続き上では、一つの公の施設を作る（あるいは廃止する）ためには膨大な事務作業（及びそれに伴う労力・時間）が必要とされており、公文書館基本構想の策定と同時並行でその作業を行うことは実質的に不可能だつたからである。

ところで公の施設化を断念したからには、それに代わつて複製サービスの法的根拠を別に求めなければならない。これは現在取りまとめの段階であるが、ようやく見通しが立つてきた。こちらもまだ正式に発表できる段階にまで至つていないので、本稿でもあえて触れないこととしたい。

それにつけても残念なのは、札幌市資料館条例の傘の中にいる間に複写サービスさえ開始していれば、平成十八年の現在地（旧豊水小複合施設）移転の際、公の施設の機能分化として、最小限の事務作業で公の施設化が果たせ、ことは一気に成し遂げられたかもしれないという一点である。

あらためて整理すると、私の推奨する公文書館整備の最適モデルとは、（一）自治体史編さん事業と平行しながら、（二）整理済みの地域資料を住民閲覧に供し、（三）たとえ歴史資料館としてでも、早期に複写サービスのできる公の施設になつておく。（四）自治体史刊行事業が終わる前に、自治体の公文書の全体像を把握し、評価選別を試行的

に実施する。（五）自治体史刊行完結後は資料整理要員と閲覧業務要員を中心に公文書館開館時の想定スタッフを固め、基本構想・基本計画、その他の制度設計を早期に整えるなどして、着実に開設準備を推し進めるというものである。また、これまでのところ当室でもできていないが、（六）個人情報保護も視野に入れた公開基準の策定を先行させて、私文書の閲覧などで実質的なレファレンスのトレーニングを開始することも有益ではないかと思われる。

もちろん、筋書ききどおりに物事は進まないものであるが、これらの中、いくつかでも先取りができるれば、何かの事情で公文書館開設気運が一気に盛り上がった時点から、開設までに要する所要時間がかなり短縮できるはずである。

（三）文化資料室が直面する課題

現在、当室では先に挙げた著作権法の問題の他に、（一）正式な評価選別基準を策定し、全序的な合意を取りつけた上で、開設時期に先行して移管業務を開始できるようにする（二）正式な公開判定基準を策定して、所蔵資料（私文書と試行的選別済みの公文書など）を事前にスクリーニングする（三）本市の総合文書管理システムが次期改修を迎える際に、公文書館業務の省力化に役立つような機能を搭載させるプランニング、などについても精力を傾けていかなければならないと認識している。

評価選別基準について全序的な合意を得る前提として、私は本市ではまだ実施されていない（二）永年保存文書の有期限化と（二）早期の文書管理条例の制定が必要だと考えている。一つの課（当室は行政機構上は課相当である）が全序の部局を相手に評価選別基準、さらには具体的な移管想定文書などの交渉をするわけであるから、こちらに立場上、強い権限（法的・制度的根拠）が与えられなければ実務は困難を極めることが予想される。有期限化は絶対条件、文書管理条例は優先度大の前提条件であると考えている。

次に、公開判定基準であるが、二章でも述べたとおり、現用情報公開部局との連携なくしては公文書館独自の判断基準策定も難しいと考えている。幸い、本市では情報公開の担当課と当室が同じ部に属しており、連携も密であるため、現用段階での運用情報を収集し、お互いの基準に齟齬が生じないような調整は比較的行いやすい状況である。

システムの改修に関しては、現在、まだ具体的なイメージさえまとまつてはいないが、開発の導入時に採用された諸項目を再度洗い出し、公文書のライフサイクル管理の視点に立つて、改善案を提出したいと考えている。

おわりに

日米密約文書の存在（あるいは不存在）も新法を誕生させ

たもう一つの影の主役であった。ただ、国民が真に怒った

のは密約そのものに對してではなく、適切な開示時期を逃

し、さらに不存在を決め込んだことに対してもう。

現実に密約を結ぶことが新体制を構築する上で必要不可

欠となる場面はしばしば出てくるに違いない。

しかし、密約は主権者である国民や議会の同意を得て結

ばれたものではないため、その存立基盤は脆弱であり、そのため、後世にまで大きな禍根を残している事例は枚挙に暇がないほどである。その解決のために何十年、何百年を要するようなケースも決して少なくはないと思われる。

情報公開を世界史史上で、最初に国際公約としたのは、おそらくレーニンと⁽²⁾ ウィルソンであろう。前者の系譜をゴルバチョフがあのペレストロイカで引き継ぎ、後者の系譜を現在のオバマが引き継いでいるともいえる。

レーニンやウィルソンの時代、情報公開は第一次世界大戦さなかの閉塞状況を打破するために打ち出されたプロパガンダやスローガンの一つに過ぎなかつたかもしれないが、それでも何も知られないままに次々と戦地に駆り出された国民にとっては、こうしたスローガンの一つ一つが強く胸に訴えてくるものだったはずである。

今、話のレベルは大きく違っていても、市民が求める情報敏感にキヤツチし、これを積極的に公開していく姿勢

こそ行政に求められているといえるであろう。

資産公開や会議の公開、パブリックコメントやオンラインマン、会計監査や内部告発制度など、行政の説明責任は制度上もいろいろと保障されているが、日常の行政の営みを最も雄弁に跡づけられるのは、やはり公文書の開示という手段によってではないかと思われる。

新法施行前をアーカイブズBC時代、施行後をアーカイブズAD時代とやや強引に線引きするとしたら、新時代の

産声と時を同じくして誕生するこれらの公文書館は、本市の公文書館も含めて、何よりもまず市民のニーズを探り、これに応えていくことを目指すべきであろう。

さて、本稿は筆者の能力不足に加えて、原稿の提出期限などもあり、歯切れの悪い部分が多くつた点をせひご容赦いただきたい。

来年度刊行予定の第三号では、今回取り上げることができなかつた他の検討課題も全て取り上げて、自分なりに納得がいくまでこれらについての検証を果たしていきたいと考えている。

(文化資料室資料担当係長)

【注】

(1) <http://www.city.sapporo.jp/bunkashiryo/publication/index.html>

『札幌市文化資料室研究紀要－公文書館への道』創刊号。

- (2) 太田富康報告・研修会D『評価選別の基準とその適用』(「全史料協福島大会」(1009))。
- (3) <http://www.city.sapporo.jp/somukokai/img/pdf/jo-p008.pdf>
- 『札幌市の情報公開・個人情報保護 平成20年度運用状況報告書』十二頁。
- (4) 札幌市写真ライブラリー廃止に関する説明会(1009年1月4日)、資料作成 札幌市観光文化局文化部市民文化課。
- (15) <http://www.city.sapporo.jp/bunkashiryo/newsletter/pdf/newsletter8.pdf>
- 文化資料室ニュース第八号「D.V.D『旧陸軍北部軍司令部防空作戦室の記録』の作成経過について」参照のいみ。
- (6) 宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』(第一法規、1009年)一〇頁。
- (7) 引用箇所注6に同じ。
- (8) 後藤仁『公文書管理・時を貫く記録の追求～公文書管理法の制定と地方自治体の文書事務～』(全史料協資料保存委員会講演会 1009年1月16日、高松)。
- (9) マイケル・L・マラー『公文書管理条例運用面での課題と方策』(ARMA東京支部設立二十周年記念特別セミナー 1009年10月8日 東京)。
- (10) Rim Journal (Recd and Information Management Journal) 第十二号 (ARMA東京支部 10010年) 11～110頁。
- (11) <http://www.whitehouse.gov/omb/assets/memoranda-2010/m10-06>
- .pdf Attachment "Open Government Plan" p.7-p.11
- (12) <http://www.archives.tohoku.ac.jp/news/TUANL09.pdf>
- 『東北大学史料館だより』No.9、六頁、2008 sep.
- (13) 引用箇所注12に同じ。
- (14) 引用箇所注12に同じ。
- (15) 昨年の「公文書館基本構想検討委員会・市民利用会議」においても市民委員から公文書館に「コノショルジュ」の配置を希望する意見が出された。
- (16) 松岡資明『日本の公文書』(ボット出版、1010年)一一四頁。
- (17) <http://www.mlatlondon.org.uk/>
- (18) Delivering Digital Images Cultural Heritage Resources for Education the Museum Educational Site Licensing Project Vvol 1 The J Paul Getty Trust 1998
- (19) 小林薰編『グローバリゼーション』(「大泉光一 海外企業危機管理の具体的方法」、総合法令、一九九二年)三五一～三五五頁。
- (20) 早川和宏『神奈川県立公文書館の諸問題にかかる法的検討』(『高岡法科大学紀要』第一八号、1007年)一二四～一二五頁。
- 抜刷 <http://www.oniyawlaw.ac.jp/teacher/pdf/hayakawaonbun3.pdf>
- (21) A・J・マイア 者藤孝・木畑洋一訳『ウイルソン対レー』――新外交の政治的起源 一九一七一九一八年一』(岩波)

現代選書、一九八三年)。

【参考文献】

- (1) 三輪眞木子『情報検索のスキル 未知の問題をどう解くか』(中公新書、一〇〇三年)。
- (2) 志賀厚雄『デジタル・メディア・ルネッサンス バーチャル・ワールドとアートの潮流』(丸善ライブリー、二〇〇〇年)。
- (3) Delivering Digital Images Cultural Heritage Resources for Education the Museum Educational Site Licensing Project Vol 1 The J.Paul Getty Trust 1998
- (4) Margaret MacLean and Ben H. Davis , Editors Afterword by Stewart Brand Time&Bits Managing Digital Continuity The J.Paul Getty Trust 1998
- (5) 藤野幸雄『アメリカ議会図書館 世界最大の情報センター』(中公新書、一九九八年)。
- (6) 井之上喬『「説明責任」とは何か メディア戦略の視点か 考える』(PHP新書、一〇〇九年)。
- (7) 小林薰編『グローバリゼーション』(総合法令、一九九二年)。
- (8) スティーブン・ライ恩スミス 小林薰訳『グローバリゼーション・ガイド』(サイマル出版会、一九九四年)。
- (9) 工藤秀幸編『情報』(総合法令、一九九三年)。
- (10) 『ガバナンスの課題 グローバリゼーション時代のシビル・ソサエティの役割』(財团法人日本国際交流センター、一九八九年)。
- (11) 杉本良夫 ロス・マオア『日本人は「日本の」か』(東洋経済新報社、一九八二年)。
- (12) 大前研一・船川淳志『グローバルリーダーの条件』(PHP研究所、二〇〇九年)。
- (13) 大森義夫『インテリジェンスを一匙 情報と情報組織への招待』(株式会社選択エージェンシー、一〇〇四年)。
- (14) 斎藤弘行『経営組織論—文化性の視点から—』(中央経済社、一九八九年)。
- (15) 徳山日出男『行政経営の時代』(日経BP社、一〇〇四年)。
- (16) P・F・ドラッカー 上田・佐々木・林・田代訳『すでに起った未来 変化を読む眼』(ダイヤモンド社、一九九四年)。
- (17) 牧野昇・武藤泰明『オープン・リゾース経営 勝ち残る企業像—バーチャル・コープレーション』(経済界、二〇〇〇年)。
- (18) 宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』(第一法規、二〇〇九年)。
- (19) 松岡資明『日本の公文書 開かれたアーカイブズが社会システムを支える』(ポット出版、二〇一〇年)。

(20) A・J・メイア 斎藤孝・木畑洋一訳『ウイルソン対レーニン—新外交の政治的起源 一九一七—一九一八年—』(岩波現代選書、一九八三年)。

【参考講演（講演録を含む）】

(7) 益田宏明「公文書管理条例の制定と地方自治体の文書管理」
(公文書管理条例制定に伴うセミナー 二〇一〇年二月五日、埼玉)。

(8) 早川和宏「公文書管理条例と公文書館設置条例」(公文書管理条例制定に伴うセミナー 二〇一〇年二月五日、埼玉)。

(1) 宇賀克也「文書管理条例（仮称）の制定に向けて—公文書等の管理、保存の問題—」(国際アーカイブズの日記念講演会 二〇〇九年六月九日、山口)。

(2) 後藤仁「公文書管理・時を貫く記録の追求～公文書管理条例の制定と地方自治体の文書事務～」(全史料協資料保存委員会講演会 二〇〇九年二月十六日、高松)。

(3) 後藤仁「説明責任・情報公開・公文書管理～公文書管理条例の制定～」(国際アーカイブズの日記念講演会 二〇〇九年六月九日、山口)。

(4) メレディス・フューケス「米国情報公開法—開かれた政府」
(在札幌米国総領事館講演会 二〇〇八年九月二十三日、札幌)。

(5) マイケル・L・ミラー『公文書管理条例運用面での課題と方策』(ARMA東京支部設立二十周年記念特別セミナー 二〇〇九年十月八日、東京)。

(6) 梅原康嗣「公文書管理条例と国・地方の公文書管理—私たちの進む道私案—」(全史料協福島大会 二〇〇九年十一月十九日、福島)。